

田文雄政権が昨年末に決定した安保3文書に即つき、「軍隊、公明両党は、武器輸出のしつものの拡大に向け、「防衛装備移転三原則」の「選用指針」を見直そうとしてこあり。西原は、そのための初の実務者協議を25日午後から行います。西原は、殺傷能力のある武器の輸出解禁を狙っています。

主 張

## 武器輸出拡大協議

に全面禁止されました。1983年以降、武器の対当や共同開発・生産などがなし崩し的に空洞化が進み、あくまで例外扱いで安堵政権が策定した移転「原証」では、武器の輸出を止めるのは、条約などと

殺傷兵器解禁到底許されない

現在の通商指針は、米国が日本と安全保障面で協力関係がある限りでは、戦闘機やミサイルなどの殺傷能力を持った武器の輸出を共同開発・生産に限り認めてしまう。それ以外にも、救難、輸送、警戒、監視、掃海の5分野で武器輸出を認めてこますが、殺傷性武器は命あれま  
「制度の見直しがてして検討する」としました。今回の日米協議もそれを踏まえて行われます。

「武器輸出三原則」は2014年に安倍政権が決定しました。それまで武器輸出を原則禁止していた「武器輸出三原則」を廢止し、原爆被爆者へと憲法に抵触した国是「八十艦転換」を実現しました。

武器輸出を認めるのは、「平和貢献・国際協力」や「我が国の安全保障」に資する場合（原則2）で、目的外使用と第三国移転について適正管理が確保される場合（原則3）とされ、政府の判断次第で拡大が可能です。

「防衛装備移転三原則」に関する議論は、インド太平洋地域で日本にとって望ましい安全保障環境を

求めて輸出する武器の仕様や性能を変更する場合、その費用を助成する仕組みを盛り込んでいます。武器輸出の推進・拡大の動きは、憲法の平和主義に背く方向を反する「軍事国家づくり」の一環です。岸田・自公政権の危険な企てを許してはなりません。